

日本における年金課税と確定拠出年金

—イギリスとの比較—

代 田 純

要 旨

昨年末の議論によって、わが国の年金税制が動き始めた。老年者控除を2005年から廃止し、公的年金等控除を縮小することとなった。同時に、確定拠出年金の拠出上限の引き上げも認められることとなった。本稿はイギリスにおける年金課税と確定拠出年金の動向を探り、日本と比較することを通じて、日本の年金税制に示唆を見出そうとするものである。

イギリスは最近まで好景気が続き、財政収支も黒字であった。このため高齢者控除などもインフレ調整以上に拡充されてきた。イギリスの年金制度は私的年金としての職域年金が中心であり、公的年金は付随的地位にとどまっている。このため私的年金へは手厚い税制優遇が認められる一方、公的年金については拠出金も所得控除されていない。イギリスでも私的年金への税制優遇による所得税の減収はかなりの規模に達している。公的年金による所得比例年金が廃止され、代わって2001年よりステークホルダー年金が導入された。確定拠出年金であるステークホルダー年金には個人年金と同様の税制優遇が認められ、導入2年で100万人の加入者に達した。

日本は景気低迷が続いてきたため、所得税の税収が落ち込み、国債依存度も上昇した。所得税税収が減少するなか、所得税の各種控除が日本では大きく、各種控除を縮小すべき、との議論も強まっている。この一環として老年者控除廃止や公的年金等控除の縮小も決定されたが、確定拠出年金は拠出限度が引き上げられた。基礎年金国庫負担の引き上げや、確定拠出年金拠出限度引き上げには、公的年金課税の強化が前提になると見られる。日本での確定拠出年金は企業型で規約数707（2004年1月現在）に達するなど普及しつつあるが、運用面では預貯金が40%近くに達するなど投資教育面の課題も多い。

目次

I. はじめに

II. イギリスにおける年金課税

III. 日本における年金課税

IV. まとめに代えて

I. はじめに

本稿は、年金課税の現状と確定拠出年金の動向について、イギリスとの比較により、日本への示唆を探ることを課題とする。イギリスの年金制度と日本の年金制度には共通性があると言われる。それは公的年金をベースとして私的年金が構成され、イギリスでは適用除外、日本では代行と呼ばれる制度があることでもわかる。それらは、いずれも私的年金が一定の水準に達していれば、公的年金への拠出を免除し、公的年金の一部を私的年金で代用するものである。またアメリカと異なり、イギリスも日本も最近まで私的年金でも確定給付年金が中心で、確定拠出年金の本格的普及は始まったばかり、という点でも共通している。こうした共通する側面を持つ日英の年金制度を比較することで、本稿は日本の方向性を見出そうとしている。

半面、イギリスと日本の年金の歴史的経過は全く異なっている。イギリスでは私的年金は職域年金として17世紀以来の長い歴史を持っている。しかし公的年金は第二次大戦後に整備され、かつ公的な所得比例年金は1975年に導入されたもので、イギリスでは私的年金が主で、公的年金が従である。逆に、日本では厚生年金など公的年金が先に整備され、財政投融资の原資としても活用されたが、企業年金は戦後導入された。つまり公的年金が主で、私的年金が従である。こうした基本設計の違いが年金税制の相違も規定している。

II. イギリスにおける年金課税

イギリスにおける財政収支の状態をまず確認しておこう。周知のことに属するが、イギリスも加盟するEUは、マーストリヒト条約によって、財政赤字に関する上限を定めている。これは単年度財政赤字が対GDP比で3%以内、累積債務残高が同じく60%以内という規定である。1997年以来、イギリス財政は黒字を続けてきたが、2002年に財政赤字となった。144億ポンドの財政赤字であったが、これはGDP比で1.4%という規模である。2002年年末時点で一般（中央と地方の合計）政府債務残高は4,016億ポンドであるが、これは対GDP比で38.5%であり、1991年以来最低の水準である。しかし2002年年末に債務残高そのものが前年より増加したが、これは1997年以来初めてであった¹⁾。

近年、イギリスの景気は好調であった。OECD加盟国平均での標準化失業率は2002年12月に7.1%であり、同じベースでEU加盟15カ国の同失業率は7.9%であったが、イギリスは4.9%であった。イギリスの同失業率は2003年2月に5.1%まで上昇したが、その後低下し、2003年8月には再び4.9%へ低下した。これは主要7カ国（カナダ、独、仏、伊、日本、英、米）のうち、最低水準である。2002年以降、財政収支の面では赤字に転じているが、失業率から見ると、イギリス経済は2003年に入っても堅調であったと言える²⁾。

イギリスの名目GDP成長率は1999年が

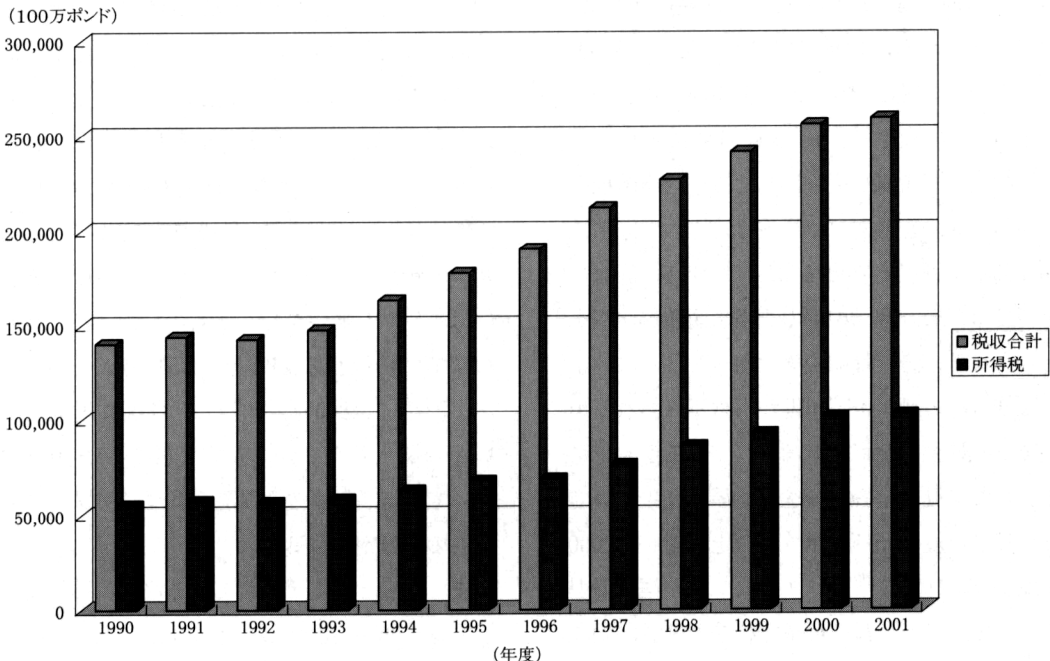
11.89%と極めて高く、2000年が3.1%、2001年が2.1%、2002年が1.87%であった。イギリスの景気を支えているとされるのは、個人消費と住宅である。個人消費は2003年に2.8%程度の伸び率と見られ、引き続き2004年も2.5%を超えると見られている³⁾。すでに指摘したように、失業率が低く雇用が安定しており、インフレ率も1%程度で、さらに金利も最近まで低下し続け借り入れも容易である。個人消費を取り巻く環境は明るい。一方、住宅が好調なことは、イギリスにおける住宅貸付の6割以上が変動金利で、金利低下の恩恵を受けやすいためである。イギリスでは新規の住宅貸付の64%が変動金利と言われている。以上のように、イギリスでは個人消費と住宅を中心として、景気が堅調に推移してきた。

図表1はイギリスにおける税収額と所得税税収額の推移を示している。イギリスの税収は

1990年に1,406億ポンドであったが、95年に1,778億ポンド、2000年に2,559億ポンドと増加を続け、2001年にも2,590億ポンドと僅かながら前年比増加した。したがってイギリスの税収は1992年を除き、前年比で減少したことはない。これは後に見る日本の税収推移とは著しく対照的であり、財政収支と税収の違いが、年金税制をめぐる両国の差異の大枠を規定している。また所得税の税収についても、イギリスは1990年に553億ポンドであったが、95年に680億ポンド、2000年に1,015億ポンドとやはり堅調に増加してきた。

一方、税収における所得税の構成比は1990年が39.3%であったが、95年に38.25%、さらに2000年にも39.7%であり、ほぼ税収の4割程度のシェアを占めている。他方、近年イギリスの税収においてシェアを高めてきた付加価値税は90年に税収の39.3%と所得税と肩をなら

図表1 イギリスにおける税収額と所得税税収額



〔出所〕 Inland Revenue Statistics から作成。

図表2 イギリスの高齢者関連の控除

(単位 ポンド)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
基礎控除	3,525	3,765	4,045	4,195	4,335	4,385	4,535	4,615	4,615
65～74歳控除	4,630	4,910	5,220	5,410	5,720	5,790	5,990	6,100	6,610
75歳以上控除	4,800	5,090	5,400	5,600	5,980	6,050	6,260	6,370	6,720
高齢者控除所得上限	14,600	15,200	15,600	16,200	16,800	17,000	17,600	17,900	18,300
既婚者控除65～74歳	2,995	3,115	3,185	3,305	5,125	5,185	5,365	5,465	5,565
既婚者控除75歳～	3,035	3,155	3,225	3,345	5,195	5,255	5,435	5,535	5,635

〔出所〕 <http://www.inlandrevenue.gov.uk> から作成。

べ、95年には43.1%と所得税を5ポイントほど上回ったが、2000年には40.5%と所得税とほぼ同じ比率に戻った。したがって税金において、所得税はやはり基幹的な税である、と言える。

雇用が安定しているため、所得税納税者数は増加傾向にある。失業率が上昇した80年代には、所得税納税者数は2,300万人台（84年度が最低で2,380万人）まで低下したこともあったが、近年は失業率も低下し、所得税納税者数は2,790万人（2000年度見込み）まで増加した。所得税の税率は2000年度現在、課税所得1,520ポンドまでが軽減税率10%で、1,520～28,400ポンドが標準税率22%、28,400ポンド以上が40%となっている。1996年度には軽減税率（20%）の適用は3,900ポンドまであり、標準税率（24%）の適用は3,901～25,500ポンド、25,500ポンド以上で40%であったから、評価は単純ではない。軽減税率の適用上限所得が引き下げられる一方、軽減税率は引き下げられ、また標準税率の適用下限所得が引き下げられる半面で、標準税率が引き下げられているからである。ただ最高税率40%の適用所得範囲については、1996年度が25,500ポンド以上に対し、2000年度が28,400ポンドと、インフレ調整程度の引き下げであるが、最高税率での納税者数が傾向的に増加している。税率別の納税者数を見る

と、標準税率での納税者数は1990年度には2,440万人であったが、2000年度には2,150万人まで減少した。また軽減税率での納税者数も1998年度には809万人であったが、2000年度には269万人まで減少した。一方、最高税率での納税者数は1991年度には162万人であったが、2000年度には272万人に増加した。好景気のなか、雇用が安定し、所得水準も向上しており、納税者の税率は結果的に上昇してきたと見られる。

図表2はイギリスにおける高齢者関連の控除の推移を示している。基礎控除は1992年から1994年まで3,445ポンドに据え置かれたが、95年には3,525ポンドへ前年比2.3%引き上げられた。これはインフレ調整の範囲内と見られるが、96年には3,765ポンドへ6.8%の引き上げ、97年には4,045ポンドへ7.4%の引き上げとなった。96年から97年にかけての基礎控除の引き上げはインフレ調整を超えるものであった。軽減税率での納税者数は94年には518万人であったが、98年には809万人に達し、急速に増加していた。こうしたなか、基礎控除の引き上げによって、低所得者の不満を緩和する意図があったものと推定される。

また図表2にも示されている高齢者控除については、65～74歳について92年から94年までは4,200ポンドであったが、基礎控除と同様に、

95年以降急速に引き上げられた。この点は75歳以上の控除や既婚者控除についても同様の傾向が読み取れる。イギリスの基礎控除は89年度までは個々の納税者の年齢によって決まっていた。また同じく既婚者控除については、夫か妻かいずれかの年長者の年齢によって決まっていた。これら高齢化関連の最大控除額は個々の納税者の総所得が示された所得限度以内であれば、表に示された金額となる。図表2の高齢者控除所得上限を超えた所得については、1989年度以降は通常の基礎控除との差額について、半分の控除とされている。

イギリスにおいては、年金課税は職域年金課税を中心として、かなり優遇されている。ただし、公的年金である国民保険については、拠出、運用、給付いずれの局面においても優遇されることなく、一般の所得と同様に課税されている。歴史的には国民保険料の拠出に対して、課税が軽減されたことはある。第二次大戦後、国民保険料に対して所得税の控除が導入されたことがあったが、1949年度予算において廃止された⁵⁾。イギリスでは公的年金としての国民保険の形成は第二次大戦後であり、私的年金である職域年金が確立された後であった。したがって年金税制においても、私的年金への税制が中心的課題となり、公的年金への税制は副次的な課題となった。この点は、日本と著しいコントラストを成している。

他方、イギリスでは職域年金が形成された時期は17世紀と言われている。職域年金が導入され形成された時期、所得税は高額所得層にだけ課税される、一種の富裕者課税であった。したがって一般の企業従業員や公務員は所得税を納税することは稀であった。しかるに、従業員や公務員が加入する年金基金においてだけ課税さ

れることは整合性を欠くとされ、年金基金への税制優遇が開始されたとされる⁶⁾。

さらに70年代以降、財政赤字が顕在化するに伴い、政府支出としての補助金増額に限界が画される一方、タックス・エクスペディチャー (Tax Expenditure) という考えが台頭した。つまり、補助金を支給する経済効果に、非課税という「マイナス(負)の補助金」の経済効果は準じるといった論理である。イギリスの租税論研究者であるケイとキングは80年代から、この問題を指摘している。「課税ベースは多数の各種控除によって修正されている。こうした控除が広範に認められているアメリカでは、納税者は医療費や各種の損失を税から控除できるが、これらはタックス・エクスペディチャーとして知られている。このことの示唆は、こうした控除は、政府支出の正の項目と同種の正当性を持っている。」⁷⁾このように議論し、その典型例として、ケイとキングは住宅借入れ金利と年金拠出の控除を挙げている。すなわち、イギリスでは年金拠出への税控除は、補助金に準じるものと位置づけられてきた。

図表3はイギリスにおける主要な非課税措置や減税措置による減収額(政策的な非課税や減税によって、税収がどれくらい減少しているか)を示している。所得税では、タックス・エクスペディチャーとして、適格年金基金が130億ポンドと極めて大きい。これは後述するように、年金拠出への所得税、年金運用益への課税などが非課税となっているからである。この適格年金基金への非課税規模は、所得税の人的控除による348億ポンドの減収、法人税等における資本控除(Capital Allowance)による169億ポンドなどに次いで大きくなっている。

この他、年金や高齢化関連では、タックス・

図表3 主要な非課税、減税による減収額

(単位 100万ポンド)

タックス・エクスペディチャー	<所得税>	
	適格年金基金	13,000
	PEP	700
	ISA	725
	退職金控除	850
	慈善所得	850
	<国民保険料>	
	適格年金基金への事業主拠出金	4,800
	<キャピタルゲイン税>	
構造的な減税	居住宅の処分から発生するキャピタルゲインの控除	6,000
	<所得税>	
	人的控除	34,800
	<国民保険料>	
	事業主に源泉で控除されたリベート	6,660
	個人年金	2,830
その他	<所得税と法人税>	
	二重課税調整	7,000
	<所得税>	
	老齢控除	1,400
	<国民保険料>	
	自営業者の低料率	2,100
	<所得税と法人税>	
	資本控除	16,900
	<法人税>	
	小企業むけ減税	1,900

(注) 2000年度

〔出所〕 *Inland Revenue Statistics* から作成。

エクスペディチャーのなかに、国民保険料の項目で適格年金基金への事業主拠出金とあるのは、適用除外によって、事業主による国民保険料の拠出が免れる部分があるためである。また構造的な減税 (Structural Relief) に、国民保険料の項目で事業主に源泉で控除されたリベートとあるのは、適格年金基金については国民保険が適用除外 (日本において厚生年金基金によって厚生年金が代行される関係に近い) となるため、事業主が拠出する国民保険料が軽減され (この軽減分をリベートと呼ぶ) るからである。また個人年金についても、適用除外が拡張されており、一定の給付水準以上の個人年金に

ついては、やはり適用除外によって国民保険料が軽減されている。さらにその他において、老齢控除が所得税に14億ポンドの減収をもたらしている他、自営業者の低料率によって国民保険料に21億ポンドの減収がもたらされている。以上の年金、退職金、および国民保険料の軽減によって約400億ポンドの減収が発生しており、これに人的控除による348億ポンドの減収を加えれば合計で約750億ポンドの減収となる。後述する田近論文では、日本で社会保険料控除などの所得税減収がほぼ所得税税収に匹敵すると主張し、この圧縮が主張されている。この主張の正否はともかく、イギリスの所得税税収は

1,000億ポンド弱であるから、イギリスでもほぼ匹敵する規模で年金、退職金関連から所得税の減収が発生している。少なくとも、こうした傾向は日英共通しており、日本独自の現象ではない。

ついで適格年金基金への課税をやや詳細に検討する。図表4は適格年金基金への非課税による減収額を時系列でみたものである。まず非課税となるのは、従業員による年金基金への拠出であるが、これが2000年時点で41億ポンドの減収となっている。ついで事業主の職域年金への拠出については、イギリスでは法人税の課税ではなく、所得税の課税対象であるが、非課税であり81億ポンドの減収をもたらしている。同様に、個人年金についても従業員分9億ポンド、事業主分で6億ポンドの減収になっている。加えて、企業従業員の付加的な自発的拠出、自営業者による個人年金拠出、国民保険のリベート（適格年金基金への拠出によって国民保険が適用除外になり、国民保険料が軽減される分）なども非課税となっている。金額的に大きい部分

は、投資所得であり、年金基金による利子、配当はすべて非課税であり、38億ポンド（2000年）の減収となっている。このほか、年金基金が取得するキャピタル・ゲインについても非課税であり、かなりの金額と推定されるが、内国歳入庁（Board of Inland Revenue）が発表する図表4には、推計が困難なために含まれていない。以上、非課税による減収の合計は図表4の2000年時点で約193億ポンドに達する。

イギリスの年金課税は支出税的観点から形成されている。これは年金課税については年金支給局面で課税し、年金の拠出局面や運用局面では課税しないことを意味する。このため、年金の支払いへの課税では、図表4の2000年時点でも63億ポンドの税収をあげている。また、事業主へのファンドによるリファンドとは、財政余剰状態になった年金基金から事業主に拠出が返済され、その際返済分に課税されることを意味している。イギリスでは、1997年度から1999年度にかけて、5%（対年金債務額）以上の財政余剰となった大規模年金基金数は1,092にのぼ

図表4 イギリスの年金課税による減収額

(単位 100万ポンド)

	1997	1998	1999	2000
非課税				
従業員の職域年金への拠出	2,800	3,400	3,800	4,100
事業主の職域年金への拠出	5,600	6,400	7,400	8,100
従業員の個人年金への拠出	750	800	850	900
事業主の個人年金への拠出	350	440	490	600
従業員の付加的な自発的拠出	230	220	220	210
自営業者による個人年金等への拠出	1,100	1,100	1,050	1,150
国民保険リベート	218	174	271	214
年金基金の投資所得	4,800	4,000	3,800	3,800
賦課方式年金の一時払い	350	350	350	300
課税				
年金支払い	5,600	6,000	6,000	6,300
事業主へのファンドによるリファンド	20	29	25	30
合計	10,600	10,800	12,300	13,000

〔出所〕 <http://www.inlandrevenue.gov.uk> から作成。

り、1999年度に6基金で事業主へのリファンドが実施されている。この課税が2000年に3,000万ポンドの税収をもたらし、合計すると年金課税によって63億3,000万ポンドの税収が徴収されている。したがって非課税による減収額193億ポンドから、課税による税収63億3,000万ポンドを差し引くと、図表4にあるように130億ポンド(2000年度)の差し引き減収となる。

こうした減収は1997年度以降では、増え続けてきた。しかし1996年度から1997年度にかけては、減収額に縮小が生じた。これは1997年度以降、イギリス株の受け取り配当について、年金基金は課税軽減(タックス・クレジット)ができなくなったためである⁸⁾。こうした年金課税への部分的強化はイギリスでも見られるものの、大きな流れとしては、年金課税は優遇され続けている。

次に、イギリスにおける年金課税の持つ社会階層的な意義について検討する。図表5はイギリスの所得税統計における勤労所得(Earned Income)について、その件数と所得額の分布

を所得階層別に見たものである。イギリスの所得税では、課税所得は勤労所得と投資所得に大別され、両者が合算された後、人的控除や各種控除が差し引かれ、所得税税率で課税される。

1998年度の場合、勤労所得の合計は4,665億ポンド、投資所得(不動産からの所得、預金金利、株式配当等)は406億ポンドで、課税所得の9割は勤労所得となっている。イギリスの場合にも、徴税システムとしては、源泉徴収課税がほとんどで、1999年度の所得税税収930億ポンドのうち、792億ポンドが源泉課税で徴収されている。ただし、イギリスでは、日本の場合のように、統計が源泉課税と申告課税という課税方法別に集計されていない。その勤労所得の分布を2000年について見たものが図表5であり、ここには源泉課税と申告課税の双方が含まれている。勤労所得の場合、やはり雇用所得が中心で、合計5,537億ポンドのうち、4,315億ポンドを占めている。雇用所得の場合、件数的には2万ポンド～の所得階層で459万件とピークがあり、また所得額としては3万ポンド～の所

図表5 イギリスにおける所得階層別にみた勤労所得の件数と金額

所得階層	自営所得 件数	自営所得 金額	雇用所得 件数	雇用所得 金額	国民保険 所得件数	国民保険 所得金額	私的年金 所得件数	私的年金 所得金額	合計件数	合計 所得額
4,385	87	336	610	2,650	60	168	110	333	774	3,500
5,000	74	330	507	2,450	51	153	88	291	640	3,230
5,500	78	371	518	2,720	94	318	135	437	697	3,850
6,000	170	901	1,010	5,810	503	1,920	514	1,430	1,640	10,100
7,000	147	886	1,030	6,960	462	1,800	496	1,710	1,610	11,400
8,000	310	2,190	1,980	16,200	746	3,000	800	3,720	2,940	25,100
10,000	274	2,310	1,940	19,500	606	2,500	665	3,810	2,730	28,200
12,000	371	3,850	2,910	36,300	646	2,680	722	5,120	3,800	48,000
15,000	487	6,340	3,910	63,300	729	3,100	790	6,890	4,900	79,700
20,000	525	9,420	4,590	10,500	509	2,220	610	7,410	5,380	124,200
30,000	375	10,200	2,360	80,600	197	881	292	4,990	2,790	97,000
50,000	198	9,870	779	45,600	64	303	109	2,570	957	58,700
100,000	86	13,600	239	44,500	18	98	35	1,760	302	60,700
総計	3,180	60,600	22,400	431,500	4,680	19,100	5,370	40,500	29,200	553,700

(注) 所得階層は下限額でポンド、件数は1,000、金額は100万ポンド。

(出所) <http://www.inlandrevenue.gov.uk> 2000-2001から作成。

得階層で806億ポンドとピークが来ている。雇用所得の平均（所得額合計を件数で除した）は1万9,263ポンドであり、勤労所得の平均（同）が1万8,962ポンドであるから、雇用所得のなかでは若干高いと言える。しかし、これは退職世代の年金に比べて、現役世代の給与が高いことの裏返しであろう。

公的年金である国民保険の場合、件数でのピークは1万5,000ポンド～の所得層で来ているが、国民保険給付額合計を件数で除した平均所得（年金給付額）は4,083ポンドで、雇用所得の平均に比較して、21%程度とかなり低くなっている。また各所得階層ごとの所得合計額を見ても、ピークは8,000ポンド～もしくは15,000ポンド～であり、高所得階層の3万ポンド～では件数、金額とも少なくなっている。したがってやはり公的年金である国民保険は所得としての金額も小さく、また高所得層で給付される金額もわずかであり、低・中所得階層に帰属する性格が強い。

他方において、私的年金の場合、件数としてはピークが8,000ポンド～に来ており、また金額としてはピークが2万ポンド～にある。国民保険と同様に年金合計額を年金件数で除して平均年金額を求めると、7,541ポンドであり、公的年金に比較すると、およそ倍近い水準である。また各所得階層ごとの所得合計額を見ても、ピークは2万ポンド～に来ていいる。やはり公的年金が低・中所得階層に帰属し、私的年金が中・高所得階層に帰属していると言えよう。

このように見てくると、イギリスでは中・高所得階層を中心に帰属する私的な職域年金に税制優遇が認められ、低・中所得階層に帰属する公的年金には税制優遇が認められていないことになる。半面、公的年金には国庫負担があり

直接的な公的補助があるが、私的年金には税制優遇という間接的な補助にとどまる、という反論が予想される。

一方、イギリスにおける確定拠出年金としては、ステークホルダー年金が注目されている。イギリスには従来、公的な所得比例年金が存在したが、これが廃止され、これに代わるものとしてステークホルダー年金が導入された。そのため、適用除外は職域年金、個人年金はもちろんステークホルダー年金にも拡張された。ステークホルダー年金は個人ベースでの確定拠出年金である。従来のイギリスにおける年金制度の問題点として、公的な基礎年金では年金給付額が低い、職域年金は大企業中心で中小企業にはない場合が多い、個人年金は拠出金額が高い、等々が指摘されてきた。こうした問題点を解決すべく、中間所得層むけの個人ベースとして、ステークホルダー年金が導入された。

ステークホルダー年金は2001年4月から導入されたが、それに伴い個人年金とステークホルダー年金の税制が統合され、同一の税制となった。その特徴は(1)個人ならびにステークホルダー年金への拠出限度額は3,600ポンドか、現在の個人年金拠出限度額のいずれか高い方である。1989年財政法は個人・職域年金への拠出により税制優遇を受ける、年収上限を導入した。これは2000年度で9万1,800ポンドである。また個人年金への拠出限度は35歳未満で17.5%、36～45歳で20%等々である。(2)年あたりの拠出額が3,600ポンド以下であるならば、年収との関連はない。(3)ステークホルダー年金の加入者は特別な負担なしに、同年金への拠出を中止、再開できる。また他のスキームに移転もできる。(4)最低拠出金を求めるステークホルダー年金では、最低拠出金を20ポンド以下にすること

は可能だが、20ポンドを超えることはできない。(5)個人年金やステークホルダー年金の給付は50歳以上で受け取れる。一時金としては残高の25%までが非課税で受け取れる。以上がステークホルダー年金の基本的仕組みである。従来の個人年金の拠出金が高いという批判があったために、最低拠出金として20ポンドという割安な水準で加入が可能になっている。ステークホルダー年金の年間手数料は資産額の1%を上限としており、手数料が割安なため、管理運用機関としてはスケールメリットが不可欠で、イギリス金融界再編の一因となっている。同年金は全企業で設置が可能であるが、既存の企業年金がある企業、既存企業年金がなく従業員5名以下の企業は除外されている(最近、この点は改善された)。また販売は金融機関のほか、スーパー、労働組合、公共団体、業界団体でも可能になっている⁹⁾。

図表6は2001年に導入されたステークホルダー年金の加入状態を示している。まず加入者数は2002年5月には84万人であったが、2003年1月には100万人に達した。イギリスでは所得

税を納税する個人数は2,790万人(2000年度)であるから、およそ勤労者の3.5%程度が加入していることになる。内訳を見ると、適用除外されるタイプよりも、適用除外されないタイプで加入者数が多い。また拠出金額を見ると、2001年度に8億8,000万ポンドであったが、2002年度には13億2,000万ポンドとなっている。ステークホルダー年金が開始される直前の1998年に、従業員むけ個人年金への拠出金は合計で約66億ポンドであった。

2003年にステークホルダー年金は再編成の動きが目立った。2003年7月にサンドラー報告が提出されて、問題点が明らかになった。企業がスポンサーとなっている同年金制度では82%で加入者がいないし、2003年上半期に2002年上半期と比較し15%販売が減少した。現在のステークホルダー年金への拠出金は、他の年金からの振り替えにすぎず、新規のものではない。平均的な拠出金額は月あたり117ポンドであるが、事業主がスポンサーとなるタイプで90ポンド、個人タイプで155ポンドである。拠出金額の上限と年金給付金にトレードオフがあり、十分な

図表6 ステークホルダー年金の加入状態

(単位 人数:1000名, 金額:100万ポンド)

	加入者数	拠出金			拠出金合計
		最低拠出金	従業員・自営業者拠出金	事業主拠出金	
事業主スポンサー型					
適用除外	140 (100)	20 (-)	80 (30)	120 (50)	220 (80)
非適用除外	400 (370)	0 (0)	200 (70)	140 (80)	340 (150)
非事業主スポンサー型					
適用除外					
最低拠出金だけを持つ	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	10 (10)
最低拠出金以外の拠出金を持つ	60 (40)	50 (20)	50 (40)	10 (10)	110 (70)
非適用除外	390 (320)	0 (0)	440 (460)	200 (110)	640 (570)
合計	1,000 (840)	80 (30)	770 (600)	470 (250)	1,320 (880)

(注) 2002年度の拠出金額。括弧内は2001年度。

〔出所〕 <http://www.inlandrevenue.gov.uk>

年金給付金を保証しようとするならば、拠出金額の上限を引き上げることが必要である。事業主の負担を軽減するために、「ペンション・コントリビューション・タックス・クレジット（Pension Contribution Tax Credit）」が創設されるべきである¹⁰⁾。イギリス保険連盟は以上のように議論している。

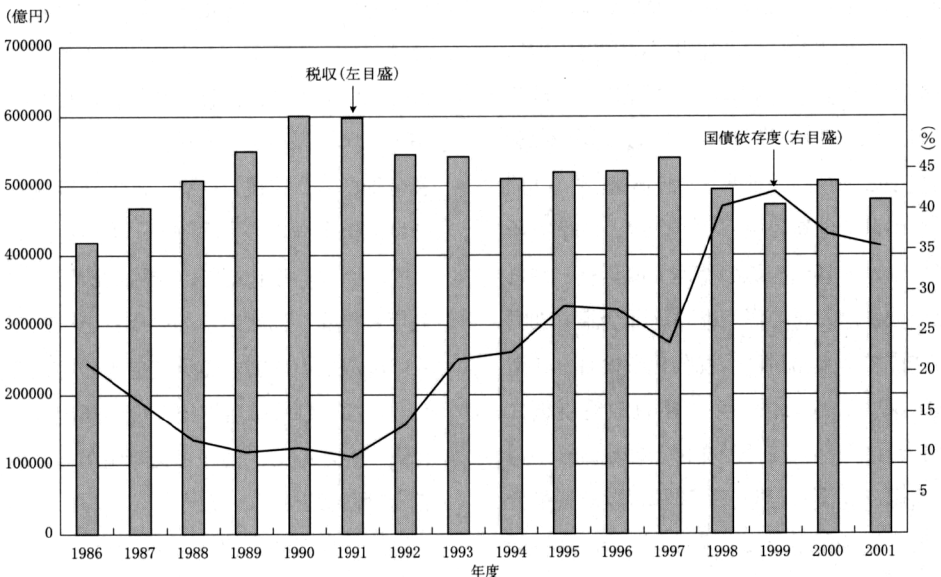
ステークホルダー年金は個人年金の拠出金が高いことを改善すべく登場したが、拠出水準が低く年金給付にも支障が生じつつある。これを解決すべく、事業主の負担を引き上げる必要があるが、その負担を軽減するために、事業主への課税軽減が提案されている。日本の現状を考えるうえでも、参考になるだろう。

Ⅲ. 日本における年金税制

イギリスとは対照的に、日本では景気と財政事情いずれも芳しくない。図表7は、日本の国家財政による税収額と国債依存度を示してい

る。税収額は租税印紙収入の決算ベースであるが、1986年には41兆8,768億円で、1990年の60兆1,059億円まで、毎年増収を続けた。しかし1991年に59兆8,204億円とわずかながらも減少に転じ、さらに1998年には49兆4,319億円と前年度比4兆5,096億円（8.4%）の減収となった。この間、税収の減少に対応して、歳出が削減されていれば、財政赤字が深刻化するに至らなかったわけだが、90年代を通じて、一度も前年度比で歳出が削減されたことはなかった。むしろ、税収が大幅に減少した1998年度や1999年度などでは、歳出は前年度比でかなりの伸びとなった。これは言うまでもなく、積極財政により景気回復をはかる、という政策論理であった。しかし、積極財政によっても景気は回復せず、税収が伸び悩んだために、国債発行が増加していった。図表7が示しているように、1991年に9.5%であった国債依存度は1993年に21.5%へ上昇し、1997年まで22~28%で推移したが、1998年には40%台に跳ね上がった。1998年

図表7 税収と国債依存度



〔出所〕参議院予算委員会調査室、『財政関係資料集』から作成。

のわが国財政は赤字財政と国債累積を深刻化させた点で、質的には画期をなしていた。1998年度予算では、当初ベースで国債発行額は15兆5,570億円（うち建設国債8兆4,270億円、特例国債7兆1,300億円）であったが、補正で大幅に上積みされたため、決算ベースでの国債発行額は34兆円（同じく17兆500億円、16兆9,500億円）に達した。財政赤字削減を指向しつつも、積極財政論に押し切られた橋本内閣に代わり、1998年7月に小渕内閣が誕生し、一挙に財政拡大がはかられ、財源としては国債の大增発となった。しかし国債発行は一時的な収支尻合わせになるが、将来的に税収に跳ね返り、増税要因となる。こうして税収不足が2000年以降においても、再生産されることとなった。2004年度予算編成においては、税収比率50%確保が大きな焦点となった¹¹⁾。

なかでも所得税は直接税のなかでも基幹的な税であり、1997年度には一般会計税印紙収入約54兆円のうち約19兆円と35%程度を占めていた。このため所得税は直接税、ひいては税収全体の動向に大きな影響を有し、税制改革において焦点となる。すでに2000年5月に政府税調による中期答申においても、(1)法人課税における外形標準課税、連結納税制度、(2)資産課税における相続税の課税対象拡大、贈与税軽減、(3)消費課税における消費税税率引き上げ、(4)個人所得課税における各種控除の整理・簡素化とされていた¹²⁾。また政府の経済財政諮問会議も2001年5月時点で年金給付に課税強化を検討と報道されている¹³⁾。さらに小泉首相は政府税調に2001年12月に、地方交付税交付金の見直しや道路特定財源の見直しと並び、所得税の課税最低限の引き下げを指示したと言われる¹⁴⁾。課税最低限見直しは、年金などの控除整理と直結する

ものではないが、所得税の課税ベースの拡充という点では共通性がある。

日本における税制決定においては、政府税調よりも自民党税調が強い影響力を保持してきた、と言われている。そもそも自民党税調とは、自民党の政務調査会のなかの一調査会である。政務調査会は内閣、国防、外交などの部会を有し、各部会の下に調査会を設けている。もともと政務調査会自体が自民党の利権調整の場という性格を持っていたが、各部会や調査会は領域ごとに利権を調整する場であった¹⁵⁾。こうした一調査会としての税制調査会が日本の税制決定において大きな影響力を有するに至った背景には、70年代後半以降、補助金配分などが財政逼迫から伸び悩み、代わって税制による政策減税が有力な政治手法となったことが指摘できる¹⁶⁾。しかし自民党一党支配の終焉などから、こうした自民党税調の影響力も低下しつつある。

2002年に入り、年金課税の強化や年金控除縮小の議論には拍車がかかった。政府税調は2002年4月に年金課税を給付段階で強化することを確認したとされる¹⁷⁾。また2003年4月にも政府税調は中期答申に向け、所得税課税所得の控除縮小と年金課税強化を確認した¹⁸⁾。こうした流れを受けて、自民党税調も2004年度税制改正に向け、年金控除の大幅縮小の方針を2003年12月に固めた¹⁹⁾。そして2004年税制改正において、老年者控除（65歳以上の適用）と公的年金等控除の65歳以上に対する優遇措置の廃止を決定した²⁰⁾。ならびに確定拠出年金の拠出上限を月1万円（企業型で、他の企業年金がない場合）引き上げることとなった²¹⁾。

図表8は2003年12月に決まった、2005年以降における高齢者および年金税制の変更である。

図表8 日本における高齢者関連の税制

(単位 万円)

	2003年	2005年
基礎控除	38	38
配偶者控除	38	38
同70歳以上	48	48
公的年金等控除		
最低控除(65歳以上)	140	120
定額控除(65歳以上)	100	50
定率控除		
25%控除	～360	～360
15%控除	～720	～720
5%控除	720～	720～
老年者控除	50	0

(注) 最低控除(65歳未満)は2005年から70万円、同じく定額控除は50万円。

〔出所〕新聞報道等から作成。

第一に、老年者控除の廃止である。従来は65歳以上で年間所得1,000万円以下であれば、50万円を所得から控除できたが、2005年から廃止されることとなった。第二に、公的年金等控除のうち、定額控除については、従来65歳以上については100万円、65歳未満については50万円、65歳以上に上乗せが認められてきた。2005年以降、65歳以上の上乗せを廃止し、すべて50万円とする。第三に、最低控除額について従来は140万円(65歳以上)、70万円(65歳未満)であったが、65歳以上への上乗せ分を廃止し、すべて70万円とする。しかし老年者特別加算として65歳以上に50万円上乗せし、65歳以上の最低控除額を120万円とする。その他、確定拠出年金の拠出限度は、企業型で他の企業年金がない場合で、月3万6,000円から4万6,000円に引き上げられた。

今回の年金税制改正には、二つの問題が関連していると見られる。第一には、基礎年金国庫負担問題が政治課題となっていたことである。与党公明党が基礎年金国庫負担2分の1への引き上げを主張し、自民党としても配慮せざるえ

なくなった。2003年9月に衆議院選挙を前に、公明党はマニフェストを発表し、国庫負担の2分の1への引き上げを主張し、このなかで財源として年金課税の見直しや所得税定率減税の見直しをあげた。公明党案ではまず公的年金等控除などの年金課税見直し、所得税定率減税引下げにより財源を確保するとしていた²³⁾。現実には公明党案に沿った形で、年金課税は改革されたわけで、基礎年金国庫負担引き上げという課題と、今回の年金税制改正はリンクしていた。

第二に、確定拠出年金の非課税拠出限度額引き上げの要求が強まり、年金税制の統合が求められていることである。証券業界は確定拠出年金制度に関する税制要望として、特別法人税の撤廃、拠出限度額引き上げ、企業型における従業員拠出への税制優遇を求めてきた²³⁾。信託業界も、税制要望の主要要望項目として、企業年金、確定拠出年金の積み立て金に関する特別法人税撤廃を掲げていた。また要望項目として、確定拠出年金において拠出への税制優遇拡充を求めてきた²⁴⁾。銀行業界も、「金融・資本市場の活性化と国際的取引の推進」に関する要望として、確定拠出年金税制の見直しを挙げていた。具体的には、確定拠出年金の拠出限度額引き上げ、マッチング拠出(加入者による追加拠出)の認可、特別法人税撤廃を要望してきた²⁵⁾。こうした金融、証券業界揃っての要望により、確定拠出年金の拠出限度引き上げを政府・与党としても、認めざるをえなかったと見られる。

基礎年金国庫負担引き上げと確定拠出年金拠出限度引上げという、二つの問題は別々ではなく、密接に関連している。いずれも国庫負担が増え、税収が減少するという意味で共通しているからである。したがって、いずれにせよ既存

の公的年金への課税を強化することを必要としていた。イギリスと異なり、日本の年金税制の大きな特質は、年金が公的年金を中心としており、年金税制も公的年金に社会保険料控除を全額認めるなど、公的年金を軸として税制が設計されてきた点にある。このため公的年金等控除の縮小は、確定拠出年金拠出引き上げのうえで、不可避であったと推定される。

一橋大学の田近教授の推計では、2002年度ベースで社会保険料控除による所得税減収額は1.8兆円、公的年金等控除による減収額は1兆円に達しているという。また給与所得控除7兆円や基礎控除2.1兆円と合わせた各種控除による所得税の減収見込み額は14.9兆円にのぼり、同年度の所得税税収見込み額15.8兆円の94.3%である²⁶⁾。いわばこれら各種控除によって税収は半分になっている、ということになる。

この点を統計データから検証してみよう。図

表9は平成13年度版の国税庁統計年報書の掲載されている所得税の主要な控除であり、これが公表されているデータとしては、唯一とも言える。ただし、申告所得税についてだけ公表されており、源泉徴収分については公表されていない。わが国の所得税も源泉徴収を中心としており、このデータは自ずと限界があるが、他に手掛かりがないため、このデータを使用する。控除合計額が11兆円強であるから社会保険料控除の3兆円は、所得税の控除のなかでも大きな比重を占めていることがわかる。社会保険料控除よりも大きな控除は控除額から見る限り見当たらず、同控除が申告所得税のなかで最も大きな控除となっている。図表9からも、社会保険料控除の適用人員数は660万人で、控除額合計は3兆円であるから、1名あたりの控除額は46万9,129円となる。所得階層別にみて、最も適用人員数が多いのは、所得300万円以上400万円以

図表9 所得階層別にみた所得税の主要な控除

(単位: 人, 100万円)

区分 (万円)	社会保険料控除		障害者控除		生命保険料(一般)控除		扶養控除		基礎控除		控除合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
～70	56,750	6,002	203	55	82,796	3,884	—	—	143,121	54,386	143,121	65,503
～100	161,149	28,669	15,569	6,663	158,111	7,486	2,936	1,169	226,164	85,942	226,164	134,178
～150	554,359	111,525	231,829	112,968	478,720	22,816	37,555	18,113	648,301	246,354	648,301	543,616
～200	737,417	194,074	308,907	153,650	624,178	29,782	117,543	65,137	790,827	300,514	790,827	880,336
～250	790,434	250,526	347,300	174,504	685,583	32,873	182,320	119,875	828,640	314,883	828,640	1,173,051
～300	643,723	241,251	248,088	124,767	578,483	27,927	205,820	153,482	670,798	254,903	670,798	1,052,161
～400	931,119	418,490	329,781	164,961	844,919	41,253	372,090	322,401	960,389	364,948	960,389	1,679,390
～500	603,614	309,773	209,631	106,125	550,816	26,914	267,026	249,366	625,629	237,739	625,629	1,168,880
～600	422,597	247,142	137,007	69,139	395,614	19,409	189,215	178,115	435,726	165,576	435,726	851,142
～700	321,749	208,716	102,212	51,324	299,168	14,671	154,137	151,556	329,902	125,363	329,902	681,165
～800	244,049	177,487	66,092	32,836	229,951	11,250	126,747	125,976	251,118	95,425	251,118	546,408
～1000	324,545	242,031	92,954	45,811	300,742	14,846	154,830	144,557	333,485	126,724	333,485	715,800
～1200	198,080	158,943	13,699	4,684	182,262	8,977	93,532	87,914	203,089	77,174	203,089	400,550
～1500	189,823	158,115	12,904	4,410	174,675	8,626	88,723	79,083	195,581	74,321	195,581	389,556
～2000	173,330	145,681	11,336	3,779	156,920	7,725	83,835	80,440	176,860	67,207	176,860	365,204
～3000	129,299	103,768	8,082	2,732	113,255	5,585	53,989	50,232	133,744	50,823	133,744	261,994
～5000	76,090	61,818	5,492	1,915	66,855	3,292	35,878	33,835	79,495	30,208	79,495	163,106
5000～	41,580	32,104	2,350	804	34,302	1,687	17,934	16,823	43,680	16,598	43,680	91,572
合計	6,599,707	3,096,114	2,143,436	1,061,125	5,957,350	289,004	2,184,110	1,878,074	7,076,549	2,689,089	7,076,549	11,163,612

(注) 申告所得税

(出所) 平成13年度版 国税庁統計年報書。

下の階層であり、控除額で見てもやはりこの階層が最も多い。所得階層が高くなるに伴い、人員数、控除額ともに通減する傾向にあり、社会保険料控除が低・中所得層中心に適用されていることがわかる。この点はイギリスにおける国民保険の帰属と同じである。したがって社会保険料控除を圧縮することは低・中所得階層への課税強化という性格を持つことは否定できない。

他方、申告所得税の税収は2兆7,764億円（平成13年度）で所得税税収の15.6%を占めていた。したがって単純に推計すれば、図表9の申告所得税で社会保険料控除は3兆円であるから、所得税全体では20兆円程度の控除に達していると見られる。申告所得税は比較的高所得層が利用するとすれば、源泉徴収課税ではより社会保険料控除が大きいと推定されるから、所得税全体で20兆円の社会保険料控除は過大ではないだろう。この20兆円が課税所得に加算され、仮に税率10%で課税されていれば、2兆円の税収となる。このように推計すれば、田近教授の推計は妥当な水準であろう。

日本では年金のなかで公的年金が中心であり、年金税制としても、年金を含む社会保険料控除が大きな税収減をもたらしてきた。したがって、確定拠出年金を含む私的年金の役割が高まるなか、私的年金へ税制優遇を拡充しようとすれば、公的年金など社会保険料控除などの圧縮が避けられない課題となる。今回の年金税制の改革は、年金への国庫負担を強化する前提であり、また確定拠出年金への税制優遇を拡充する前提としての改革と見られる。

すでに指摘したように、今回の年金税制改革で確定拠出年金への拠出限度額が引き上げられた。これによって日本でも確定拠出年金の普及

が一層加速すると見られる。当初、日本では厚生年金基金から確定拠出年金への移行が認められなかったこともあり、急速な普及は見込まれていなかった。しかし2003年5月現在で企業型の確定拠出年金は412件、加入者数は約30万人に達するなど、急速に普及している。報道によると、受託機関の受託実績は、日本確定拠出年金コンサルティング（東京三菱銀行系）が日本アイビーエムなど40件、ジャパン・ペンション・ナビゲーター（JPEC、三井住友銀行系）が三越など38件、野村DCプランニングがすかいらーく、トヨタ自動車など37社、日本生命が全日空など34社、損保ジャパン・シグナ証券が丸紅エアロスペースなど23社となっている²⁷⁾。

図表10は信託銀行受託分（資産管理契約ベース）について内訳を見たものである²⁸⁾。これによると、企業型の場合で契約数は236（前年比206増）、受託残高で1,464億円（同1,287億円増）と2002年度に急速に伸びたことがわかる。また個人型の場合（国民年金基金連合会からの事務委託契約ベース）も契約数で115（前年比111増）、受託残高で約80億円（同80億円増）と2002年度の伸びがほとんどである。各社別に見ても、三井アセットが契約件数16件ながら、受託残高418億円となっている。しかし、図表10から読み取れる傾向としては、残高1,463億円のうち、実に43%にあたる637億円が預貯金型の運用になっている。これは確定拠出年金の導入と普及により、株式を中心とする証券市場の活性化が期待されたことに反し、実際には加入者が極めてリスク回避傾向の強い運用を指向していることを意味する。有価証券型の運用タイプでも、少なからぬ部分は債券中心と推定され、株式市場へのインパクトは現状では小さいものと推定される。

図表10 確定拠出年金の信託銀行による受託状況

(単位 件数, 100万円)

	企 業 型							個 人 型	
	契約数	受託残高	預金・貯金	信託	有価証券	生保保険料	その他	契約数	受託残高
三井アセット信託	16	41,806	17,278		12,598	388	11,540		
UFJ 信託	17	36,296	16,736	808	13,433	3,630	1,688	9	1,744
三菱信託	64	23,220	11,085		7,039	4,839	255	27	1,497
みずほ信託	47	22,062	9,751	538	7,359	4,210	204		
りそな信託	15	6,739	4,903		1,257	371	208	2	1,189
住友信託	39	6,388	1,468		3,076	1,521	323	11	909
その他	38	9,855	2,531		5,695	1,461	168	66	2,626
合計	236	146,366	63,752	1,346	50,457	16,420	14,386	115	7,965
前年度末比増減	206	128,724	58,221	995	41,196	14,899	13,412	111	7,964

(注) 2003年3月末

(出所)『年金情報』, 2003年8月4日号26ページから作成。

この点に関連して、厚生労働省が実施した実態調査で、確定拠出年金の投資教育の実施は、専門機関に委託する企業はわずかで、自社内で実施している企業が7割に達することが発表されている。また運営管理機関（銀行、信託、証券、生保等々）による比率が2割程度である²⁹⁾。すなわち確定拠出年金を導入した企業のほとんどは、自社内で財務部等が中心になって社内研修を行うにとどまっていると推定される。このため「自己責任」と「リスク回避」が強調され、預貯金中心になっていると見られる。

IV. まとめに代えて

イギリスと日本の年金税制を比較すると、似ていると言われる両国の年金制度も基本設計で相違していることがわかる。類似点としては、第一に従来の私的年金、特に企業（職域）年金が確定給付年金であり、確定拠出年金の導入が最近のことという点である。第二に、私的年金によって公的年金の所得比例部分が代用される

システムとなっており、日本では「代行」、イギリスでは「適用除外」と呼ばれることである。

しかし相違している点は、第一にイギリスでは私的年金が主で、公的年金は従たる位置を占めているが、日本では逆で公的年金が主で、私的年金が従たる位置を占めている。このため、年金課税への優遇も、イギリスでは私的年金を中心としているが、日本では社会保険料控除といった公的年金を中心としている。したがって第二に、確定拠出年金の導入においても、イギリスでは企業年金や個人年金が普及しているうえでの導入となったが、日本では公的年金中心のシステムでの導入となった。日本では公的年金の資金運用にしても、加入者が関心を持ってきたとは言いがたい。このため第三に、日本の確定拠出年金の運用において、日本では預貯金中心となっている。

日本では、基礎年金の国庫負担についても、ほとんど全政党が一致して、2分の1への引き上げが主張されている。これは年金財政逼迫のためであろうが、最低部分は公的年金で保障す

べき、との哲学であろう。しかし他方で確定拠出年金の拠出限度引き上げという、私的年金拡充策がとられている。老後の所得保障である年金に関して、「公」と「私」の基本設計が必要と思われる。

〔付記〕

本稿は文部科学省科学研究費補助金 基盤研究C

(2)「年金税制の日欧比較研究」(課題番号13630115)

(平成13～15年度)による研究成果の一部である。

注

- 1) <http://www.statistics.gov.uk/CCI/nugget>
- 2) OECD, *Main Economic Indicators*, December 2003.
- 3) *HM Treasury Budget 2003 forecasts*.
- 4) *Inland Revenue Report 2000*, p15 ここで納税者数は夫婦共働きの場合、2名とカウントしている。
- 5) 拙著『現代イギリス財政論』, 勁草書房, 117頁, 1999年。
- 6) 拙著『日本の株式市場と外国人投資家』, 東洋経済新報社, 104頁, 2001年。
- 7) J.A. Kay and M.A. King, *The British Tax System*, Oxford, p27, 1983.
- 8) *Inland Revenue Report 2000*, p80.
- 9) 藤森克彦「英国ブレア政権の年金制度改革の背景とその内容」『年金と経済』Vol.20 No.5, p22, 藤原周平・後藤聰武「英国におけるステークホルダー年金の導入」『生命保険経営』第69巻第5号, 2001年, 52頁。
- 10) Association of British Insurers, *Stakeholder Pensions- Time for Change*, August 2003, p2-4.
- 11) 『日本経済新聞』2003年11月26日付 戦時以外では税収比率が50%を切ったことはないという。
- 12) 『日本経済新聞』2000年5月28日付。

- 13) 同, 2001年5月30日付。
- 14) 同, 2001年12月15日付。
- 15) 猪口孝, 岩井奉信『「族議員」の研究』, 日本経済新聞社, 1987年, 99頁。
- 16) 『朝日新聞』2001年12月16日付 また加茂利男『日本型政治システム』, 有斐閣, 1993年は補助金行政を利権誘導型政治と特質づけていた。
- 17) 配偶者控除の廃止議論も, 女性の家事労働を男性の所得の一因とみなす(配偶者控除存続)立場と, 女性の社会進出に逆行するとみなす(配偶者控除廃止)立場があるが, 根本は所得税における控除廃止の動向であろう。
- 18) 『日本経済新聞』2003年4月19日付。
- 19) 同, 2003年12月4日付。
- 20) 同, 2003年12月11日付。
- 21) 同, 2003年12月16日付。
- 22) 『年金情報』2003年10月6日付 なお公明党以外でも, 自民党はもちろん, 民主党, 共産党, 社民党と主要政党はほとんど2003年秋の衆議院選挙マニフェストで, 基礎年金国庫負担2分の1を主張した。『日本経済新聞』2003年10月27日付。
- 23) 『証券業報』第619号, 日本証券業協会, 2002年9月, 19頁。
- 24) 『信託』第216号, 信託協会, 2003年11月, 117頁。
- 25) 『金融』第679号, 2003年10月号, 22頁。
- 26) 田近栄治, 「日本が今なすべき税制改革とは何か」, 『税経通信』2004年1月号, 27頁。
- 27) 『年金情報』2003年7月21日号, 「確定拠出年金の受託実績」による。これは運営管理機関の運営管理業務の受託状況をベースとしている。信託, 生保, 銀行, 専門を含む。
- 28) 『年金情報』2003年8月4日号, 「信託, 生保の2003年3月末確定拠出年金受託実績」による。これは信託銀行については, 資産管理業務の受託状況をベースとしている。
- 29) 『日経金融新聞』2004年2月23日付。

(駒沢大学経済学部教授・当研究所客員研究員)